

〈地方行政を読む・川越市〉

川越市借り上げ「谷中種苗園」 返還に伴う市税投入問題（その2）

(2014年11月9日)

川合市長は谷中地内農地の返還に際し 過去の行政不祥事を不問にした

前文に重複するが平成24年2月頃、川越市公園管理事務所へ40年間にも渉り川越市が地代を払い続けた地権者が、「貸してある土地を返還してほしい」と訪れた。所轄に対しての理由は、地権者の子息に当該地を相続させるため、地権者名義で市との貸借関係がある場合、相続の際に面倒なことにならないためという話であったようだ。また、その土地で親戚と一緒に農作をしたいとも語っていた…という。

農地の賃貸借契約は、昭和49年4月1日から開始されたのだが、地権者からの返還要請によって平成20年4月1日～平成25年3月31日の5年契約が最後の契約となる。公園整備課では、契約の切れる事前の地権者の話に、契約の更新はないものと理解し、地権者の申し出を受理した。

この年の10月19日、地権者は、公園管理事務所の所長を現地に呼び、「今後は農地として使用したいが、ガラが出ているので調査して原状復帰して欲しい」と申し出たのである。10月30日、公園管理事務所長は、ガラの確認のため現地を10数カ所試掘したがガラの存在を確認できないと公園整備課に報告して

いるが、公園管理事務所長による徹底した調査が実行されたのかが疑問となる。公園整備課では、稟議書に当該地のガラの存在を報告していない。但し、地権者に借地を返還するに際し、原状復帰することが記載されている。稟議書には市長の決裁印がある。

12月20日、当該地を整地している業者よりガラが大量に出ていると公園整備課に連絡が入る。所轄はこの件につき上司に報告する。

12月28日、公園管理事務所長と公園整備課の担当が賃貸借契約を解約するために地権者宅を訪問する。この時、地権者より「大きな石がまだまだ出てくる」と注意を受けている。しかし、地権者は公園整備課の後始末はキチンとするとの明言を信じ、12月31日を以て契約解除の文書に署名捺印している。

地権者より、平成24年2月に当該地返還の要請があった時期からその年の10月まで、川越市は当該地返還に関するいかなる準備をしていたのか。契約終結が翌年3月末日である。日月的余裕の中で当該地の立木等の伐採と表土整備に着手、完了、契約終結と「用地」の返還を安易に考えていたと思われる。

公園整備課は、10月30日公園管理事務所

長による現地にガラの存在はないとする報告に安心したのだが、12月20日現地の整備工事に従事する業者の連絡によって現地に飛び、やはり当該地に産廃が大量に投棄されていることを改めて確認した。地権者の話は真実であったのだ。所轄は動転した。公園整備課で管理している「苗圃園」敷地内での惨状である。この状況を上司に報告して当然である。

ともかく所轄部署の職員の全てが、入庁する前からの継続事業であり、契約書があっても現場を理解する文書が一切継承されていない。現実的に理解できるのは、借りた用地を返還することと、借りた用地にはガラが埋まっていることに強い責任を感じた事は確かであろう。所轄の立場は借地に対する原状復帰に尽くすことが、所轄の使命であるとして懸命に働いたことは認めよう。

その後の当該地に対する原状復帰のための整備事業を観れば、誠意を尽くした「原状復帰」ではあるが多額の市民の税金がこの事業に投入されている。当該地の原状復帰に関する以後の工務対策は、全て条例違反に該当するものと本紙は懸念する。その理由は後に述べる。

揺みきった現川越市行政、過去に派生した不祥事を市民に隠して処理！

市民は視ている！そして計る、首長への「信頼度」を！！

投書によって本紙が当該問題の調査に入ったのだが、投書氏は過去の川越市行政に対する不信。現行政の向上無き弛緩した容態を視てとったのだ。昭和49年4月1日より昭和54年3月31日の5年間に渉る借り上げ期間に、「建設資材置場」の現場でいかなる不祥事が起きたか、その原因と連なる関係者は誰であったのかを解明しなければ、これから先も

まず市の執行上層部は、公園整備課による原状復帰に関する措置に対し、確固たる方針を示すべきであろう。始点は川越市建設部の管理した「資材置場」に何故産廃が大量に投棄されていたかに疑問を持ち、調査の上に立って後、原状復帰することが行政の使命であらねばならない。しかし、彼らは現状を無視し所轄に原状復帰の全てを預けたまま、上層部はこの件に横を向いた。以後、全ては所轄の責任に帰するのだ。

かつて建設部が借地した「建設資材置場」用地にガラ（産廃）が出た重大な問題に一言も触れていない。無神経と言うべきか、無責任と言うべきか、指導部門にあるべき立場の者が心掛けるべき行政の尊厳を失墜させる問題の派生なのだ。過去の出来事は関係ないと言えぬ行政に従事する者の奉職精神の行方を問われる問題であることに意を注ぐ使命感を彼等は失っている証左である。行政執行者並びに執行部は行政の信頼を根本から揺るがす問題に、ためらうことなく過去に遡る調査部門を設け、徹底した調査の手を打つべきであった。しかし現行政は議会（市民）に隠蔽し、短絡的解決の道を選んだ。

この件を市民に披瀝することなく隠蔽したまま事を処した川合市長と川越市建設部の汚名は消えないのだ。

この問題は過去の問題ではなく、平成24年、川合市長の時代に至って浮上した川越市の今ここにある問題なのだ。「建設資材置場」は名目のみで用地の下には産廃が埋まっている事実を知る者は、地権者ばかりではなく本紙へ

投書された投書氏も「表土を全て入れ替え、整地を行う」とあり、表土の下に何を埋めたのかを理解する市民の一人であろう。過去の不祥事を握り潰してはならない。地権者が好意を以て川越市に貸与した農地に、川越市の管理下において産廃を投棄する悪行を見逃した行為は、市民に向けた犯罪行為を現行政が隠蔽したことになる。一人地権者に謝罪して済む話ではない。事件を究明し、広く市民に実情を説明することが開かれた行政の使命である。過去の不祥事に目を瞑る姿勢は、現行政に向けた市民の不信を更に募らせることになるのだ。

当該問題に関して、現行政は厳密な調査に基づき、過去の建設部を舞台にした拭うべき不祥事を市民の前に明らかにした時点を起点とし、契約した借地の原状復帰に着手すべきであった。本紙は地権者に行政が関与した犯罪行為の基点となる“市の関係者”とは誰

違反だらけの「原状復帰」

あれもこれも「隠し事ばかり」!

川越市は40年に渉る契約を平成24年12月31日を以て終結したのだか、地権者より「当該地にガラが出ている」と平成24年10月に原状復帰を要請されたことを期に翌月、平成24年11月22日～平成26年3月14日の間に谷中地内苗圃園跡地の原状復帰（農地）を終了し、地権者の要請を満したたのである。川越市は「谷中苗圃園」跡地の整備事業における正規な予算を組まず、当該事業は一切市議会を通してない。

であるかを何度も問うたが、地権者は最後までその者の氏名を明かさなかった。名を伏せる義理があるのか、もう済んだことである以上、地権者の思いは過去に踏み込みたくはないであろう気持ちは別において、当該問題は行政執行部の犯罪として当事者のみで終わる話ではないということ在地権者に気づいてほしかった。地権者には投書の内容を見せている。

原因は何かと云えば、川越市民である地権者の農地を利した「奉職者たる者の犯罪」だからである。現行政は、市民のための行政であるとした確固たる理念を以て、行政を正しい位置に戻すためにも取り組むべき課題から顔をそむけたのである。なにも調査せず、ただ臭いものには蓋をし、多額の税を当該地に投入して素知らぬ顔をしている現行政の処置に対し、市民に強い怒りと不信感を与えて当然の仕儀であった。

調査の時間は充分にあったはずだ。調査の結果を平成25年3月議会に向け、事の総てを報告することに行政の大義があった。そして予算を計上し、審議を経て予算化された資金を以て堂々と原状復帰に従事すべきであった。現行政の大切であるべき市民への対応を全て省いた。いや隠したのだ。

当該事業の概算は約1,000万円であるが、返還時の植栽物件の伐採・産業廃棄物の処理・表土の入れ替え・整地等、別工事の工事名及び費用は以下である。

谷中苗圃園跡地原状復帰工事概要

- | | |
|---|---|
| 1) 樹木伐採：130万円 | 谷中苗圃園樹木伐採工事 |
| | 工期：平成24年11月22日～平成24年12月28日 |
| 2) 土地整地：90万円 | 谷中苗圃園整備工事 |
| | 工期：平成24年11月22日～平成25年1月31日 |
| 3) ガラ撤去：57万円 | 谷中苗圃園耕地復旧工事 |
| | 工期：平成25年2月27日～平成25年3月27日 |
| 4) 谷中苗圃園内表土搬出(1,000 m ³)：200～250万円(市のおおよその概算) | |
| | なぐわし公園土搬出工事 |
| | 工期：平成25年11月22日～平成26年3月14日 |
| | (注：谷中苗圃園からの表土搬出は、なぐわし公園土搬出工事の抱き合わせの工事である) |
| 5) 良質土敷き均し：120万円 | 谷中苗圃園跡地整地工事 |
| | (注：なぐわし公園土搬出工事の追加工事として施工した) |
| | 工期：平成26年2月24日～平成26年3月14日 |
| 6) 良質土購入(1,000 m ³)：390万円 | 良質土販売業者による搬入 |
| | |
| | 総工事費用合計 987 ～ 1,037 万円 |

当該地の産廃の撤去に関しては、耕作に支 いる。
障なき深さまで撤去し、以下土中に残存して

使用目的に不必要な「資材置場」等の返還にあたり 谷中苗圃園跡地原状復帰工事に伴う川越市の条例違反

市は、工事や物品購入等に必要な金銭を使用するには、まず、施行すべき工事や物品に対して、いくら必要かを予算化し、議会に諮り審議を重ね、この審議を通過し始めて、市は予算化した金額を使用することが可能となる。

谷中苗圃園を地権者に返還する際、苗圃園内の立木を伐採・整地・産廃撤去の工事が施工されている。この工事の内容は、谷中苗圃園樹木伐採工事・谷中苗圃園整備工事・谷中

苗圃園耕地復旧工事として契約課を通さず公園整備課において単独入札を行っている。この入札は金額が少額のために契約課を通さずに入札を行ったと所轄の説明である。また、この少額入札を所轄は「見積り合わせ」と表現していた。

この「見積り合わせ」を所轄では簡単な入札を行ったと表現しているが、当該工事の原資は公園整備課内の工事の予算より少しずつ掻き集め、谷中苗圃園返還に伴う工事予算を

組み上げた旨を語った。一見、公園整備課内で努力して地権者のために当該地の復旧に尽力したように聞こえるが、通常の公務では許されない行為であり、議会に諮った予算ではなく、議会を通さず秘密裏に行った条例違反行為であった。

谷中苗圃園の表土を30cm掘削し搬出する工事は、契約課を通し入札を執行した「なぐわし公園土搬出工事」予算の中に組み込まれた関連のない別途工事であった。この「なぐわし公園土搬出工事」は、議会を通過し予算化された工事である。当該工事はあくまでも単独の「なぐわし公園土搬出工事」であって「谷中苗圃園」の工事には使用できない予算であり、「谷中苗圃園」とは無関係なものである。

したがって、「谷中苗圃園」の農耕に不適な表土を搬出する工事は、正規に予算化されていない、承認なき工事を以て施工された工事となる。また、なぐわし公園の土を搬出する予算化した工費を全く別な工事に充てた不正工事となる。

仮に、「なぐわし公園土搬出工事」の追記や付記に「谷中苗圃園」の土を搬出する工事を施工する旨が謳ってある場合においても、当該「なぐわし公園土搬出工事」の予算を議会で審議する際、議会は当該予算を承認しないであろうことは当然である。それは、別項目の予算を組むべきものであり、全く別の場所の工事で両工事に関連性がないためである。

また、「なぐわし公園土搬出工事」の追加工事として、当該工事を落札した業者は「谷中苗圃園跡地整地工事」も施工している。この工事に関しては、「谷中苗圃園」の表土30cmを掘削した敷地内に、新しく市が購入した良質土を敷き均す工事であった。前述したよう

に、この工費も「なぐわし公園土搬出工事」のために予算化した予算を別事業である「谷中苗圃園跡地整地工事」として振り替えて使用している。

議会で承認された予算は、議会で諮った通りの内容で使用しなければならない。しかし、この谷中苗圃園返還に伴う工事には、予算化された予算組みもなく他の事業から掻き集めるといふ強引な手段で行われた。本来、予算化されていない事業に対して支出することは違反行為である。

良質土購入に関して、これは工事の部類ではないが、所轄が確保する原材料費からこの良質土を客土として購入した。

客土は砂利と同じ扱いであるため、客土として原材料費で購入することができるとの所轄の回答であった。しかし、客土として購入できることは理解できるが、「谷中苗圃園」という借地返還の一連の作業に必要な資材として目的を以て購入したものである以上、所轄の言い分は通らないと判断する。

執行部は、谷中苗圃園返還に伴う跡地の整備事業の資金を必要とした。ならば、谷中苗圃園に対しての予算を議会に諮るべきであった。平成24年12月20日に谷中の借地に産廃の存在を所轄が確認した時点、原状復帰に相当な工費が掛かることを理解したはずである。契約の終結は平成25年3月末日であれば3ヶ月以上の日数がある。予算を組み3月議会に諮れば、議会を通過した予算を以て正式な入札を通し、契約終結を延ばしてでも堂々と農地の原状復帰の業務が遂行できたのだ。その間、地権者に事情を説明し了解を得ることは可能であろう。

それを11月後半から返還に伴う工事を掻き集めた資金を以て行うなどは、借地返還に

関する事業の隠蔽を前もって計画していたことになる。この姑息で陰湿な手段を誰が所轄に命じたかだ。執行部は当該地に産廃が現出したことで、これら事態の解決の整備予算を議会に諮ることを躊躇（ためら）い隠蔽行為に走ったのであろう。議会に隠すことは、市民に物事を明らかにせぬことと同じである。これが現行政の体質である。谷中苗圃園返還に伴う一連の工事に関して言えば、予算化されていない事業に対し、他の事業の予算を削りそれらを工事費に充てる行政の規律を無視する行為は条例違反に該当するのである。

これらの行為は、公園整備課一任の範囲で可能とする限界を越えるものであり、所轄が全ての責任を被るものでもない。また、被せるなどのことは慮外の行為であると云わねばならない。本紙は思う。川越市行政の隠蔽思想は40年以前より現在まで、一律化していることを痛感したのである。

臭いものには蓋をする。市民に判りさえしなければ何をやっても良いとする怠惰な流れの中に、行政が漂うことは許されない。市民無視の行政では決してあってはならないのだ。このことに市民の代表たる市議会議員の諸氏は、常たる自覚の中で活動しているのであれば、現行政執行部の当該問題の処理はどうかかなものか真剣に討議してもらいたいものだ。

過去の悪しき行政内部の犯罪行為。それを糊塗するための長期に渉る借地契約が40年に渉って市民に隠され続けてきた。そして、契約解除時に現出せる産業廃棄物。これらを市民不在の中で対処した現行政の陰湿な措置。

川越行政には過去も現在も「市民不在」だ！

行政業務の推進は、過去より現在に至るま

前述したが当該問題は、過去の川越市行政の汚穢が市民を巻き込み、かつ市民の税が悪しき者共の為の拭き掃除に多額に浪費された事実が、今の行政下で判明したのだ。そして犯罪者によって穢された農地を回復するために、又々市民の税が投入された。それも現行政の隠蔽思想の中で行われ、市民の眼を塞いだのだ。川越市民は踏んだり蹴ったりではないか。過去の行政の悪行が浮上した今こそ、現行政が市民を前に奉職の精神を發揮し、行政を刷新するチャンスだったのだ。当該問題を過去形のものとして放置したまま整理せず、借地の整備に対し予算も立てず、議会の存在を無視し、事の全てを隠して処理した行為は現行政執行責任者の無責任な性格をいみじくも表している。

悪行の尻拭いに投下された市民の税金の不正支出の総額は、およそ5,000万円となる。

善意を以て当時の川越市行政に農地を貸与した谷中の地権者の被害に思いを重ねつつも、あまりにも無責任な行政対応に過去・現在の状況を市民に示し現行政に強く反省を促すなかに、地権者の今ある立場を紙面に掲げたことを深くお詫びする次第である。

行政悪によって地権者も心に傷を負い、投書氏も…それは川越市民総体が心の傷を負ったことを、それぞれの市民が改めて自覚すべきである。

行政の危険な一人歩きに川越市議の看視は甘いとは云えないか。

での事業に関する経緯・経過等、必要欠くべ

からざる記録を踏まえつつ、市民福祉の向上のため事業を展開、あるいは継続するものと認識している。行政の府は、市民に対し不尊の行為は働かないものと信じ、かつ奉仕の精神を以て、日々市民の福祉の向上を目途に活動する機関であるとする信頼感を市民は抱いている。本紙も川越市行政機関に対し、そうであってほしいと念願する者の一人である。

この度の投書に関して調査を進める段階で強く感じたことは、市民不在の悪行を重ねそれを糊塗する過去の体制。それらの不祥事に蓋を閉じ、原状復帰のために必要な予算を議会に通さず、所轄内で工事費用を捻出するなどの明朗を著しく欠く所轄一任の上層部の姿勢に、またも市民不在の再生産を繰り返した現行政の不尊を確認したのである。

当該問題を議会に諮らず意識的に隠蔽を意図した姿勢、こうした陰湿な行政上層部の性格は、職員に無力感を与えやがて無気力主義が庁内に蔓延し、職場全体の弛緩となり、行政の目的とする市民のための福祉の向上を目指どころか、それと逆行するものとなる。この責任は行政統括者たる首長の責任に総て帰するのだ。

当該問題が浮上した以上は、現行政が徹底した調査を元にその資料を議会に上げ、審議し市民の代表者による結論によって全てを措置する段階を除去した行為は、現行政がいかにも後退しているかを如実に物語っているのである。

行政あつての市民ではなく、市民あつての行政であることの認識に目覚めない限り、現行政の首長は、市民の負託に応える立場には適さないことを、すでに市民は理解しているはずである。■